

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

玉城町は伊勢市と松阪市の中間に位置し、伊勢自動車道玉城インターチェンジ、JR参宮線等交通アクセスの良さも伴い両市のベッドタウン的な要素があり、人口は、昭和40（1965）年の10,524人から平成27年（2015）年には15,431人と人口増加を続けていたが、令和2（2020）年には15,044人と減少傾向となっている。また、高齢化率は20%を超え、急速に高齢化が進んでいる。

本町は基盤整備を終えた優良農地が整然と広がり、丘陵部は森林に囲まれた緑豊かな田園地帯であり、町東部には清流宮川が流れ、その流域では、土地利用型農業・施設野菜・果樹・花き・畜産など、多品目・多様な農業が営まれ農業が重要な産業基盤となっている。

また、本町には国内有力企業の主力工場があり、最先端の技術による生産活動が行われており、これらの企業が立地することにより雇用の場が創出され、町の財政力の向上にも寄与しているが、昨今の長引く景気低迷、国際競争力の激化などにより厳しい経営状況が続いている。

また、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていけることは、喫緊の課題である。

このように、玉城町の産業は、農畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

#### (2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、玉城町は設備投資が活発となり、経済発展していくことが期待される。これを実現するために先端設備等導入計画の認定件数を3件とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

玉城町の産業は、農畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目標は先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであるから、太陽光発電設備については、発電電力を直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために、自社で自ら消費するものなどを対象とし、単に土地に自立して設置し、売電を目的とする太陽光発電設備については本計画の対象としない。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

玉城町の産業は町内広域で立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

玉城町の産業は、農畜産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。